

兵庫県立がんセンター 公的研究費の不正使用防止に関する取扱規程

令和3年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県立がんセンター（以下「センター」という。）における公的研究費の不正使用を誘発する要因を除去し、公的研究費が不正に使用されることのない環境を整備することを目的とするとともに、公的研究費の不正使用が生じた場合に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における公的研究費（以下「研究費」という。）とは、AMED研究開発費等をいう。

(機関内の責任体制)

第3条 センターにおける研究費の最高管理責任者は院長とし、統括管理責任者を総務部長とする。

2 コンプライアンス推進責任者は、院長が指名した副院長とする。

(研究費の不正使用の防止)

第4条 最高管理責任者および統括管理責任者は、センターの構成員が「兵庫県立がんセンター公的研究費の使用に関する行動規範」に従って行動し、研究費が不正に使用されないようにするため、適切な措置をとらなければならない。

(不正防止計画の策定及び実施)

第5条 事務部門は、不正防止計画を策定する。

2 事務部門は、不正防止計画の内容及び実施状況を統括管理責任者に適宜報告しなければならない。

3 統括管理責任者は、不正防止計画の内容及び実施状況を適宜公表するものとする。

(内部監査)

第6条 総務部経理課は、業務の一環として研究費の適正な管理につき監査を行う。

2 総務部経理課は、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。

3 総務部経理課は、研究費が適正に使用されているか否かを監査するほか、研究費が適正に使用される環境が整備されているか否かについても、監査を行う。

(告発窓口)

第7条 研究費の不正使用に係る研究所内外からの告発に対応するための窓口（以下「告発窓口」という。）を総務部総務課に設置する。

(研究費の不正使用に係る告発)

第8条 研究費の不正使用の疑いがあると思慮する者は、何人も、書面、電話、FAX、電子メール、面談等の方法により、告発窓口を通じ、告発することができる。

(職権による調査)

第9条 最高管理責任者は、告発窓口への告発の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき研究費の不正使用が疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始を統括管理責任者に指示することができる。

(警告等)

第10条 最高管理責任者は、研究費の不正使用が行われようとしているか、または、研究費の不正な使用が求められているという内容の告発が行われた場合、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行う等、適切な措置をとるものとする。

(調査および認定)

第11条 告発窓口への告発があった場合は、告発窓口の責任者は告発の内容を統括管理責任者に通報し、研究費の不正使用の可能性が認められる場合は、統括管理責任者は第三者を含む調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し調査を開始するよう、最高管理責任者に申し出なければならない。

- 2 調査委員会は、調査の実施に当たって、関係者の事情聴取等に基づき、研究費の不正使用の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等（以下「不正使用の有無等」という。）について調査する。
- 3 調査委員会は、関係者の同意を得て、研究費の不正使用に関する文書等（被告発者が研究費の執行を行う上で作成し、または取得した文書、図画及び電磁的記録であって、被告発者が保有しているものを含む。）を収集し、調査することができる。
- 4 調査委員会は、調査結果に基づき、不正使用の有無等について認定を行い、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 5 調査委員会は、前項の認定を行うにあたっては、被告発者に対し、書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(不服申立て)

第12条 告発者および被告発者は、前条の認定結果に不服がある場合は、最高管理責任者に対して不服を申立てることができる。

(補佐人の同席)

第13条 調査委員会は、第11条及び第12条の手続きに際し、事情聴取等を行う場合または弁明の機会を与える場合において、必要があると認めたときは、告発者または被告発者を補佐する者の同席を許可することができる。

(対応結果等の最高管理責任者報告、公表等)

第14条 統括管理責任者は、告発に対する対応状況および調査委員会による調査結果等を最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 統括管理責任者は、告発受付の結果、調査結果、是正措置の内容について、必要に応じて告発者に通知する。

- 3 統括管理責任者は、研究費の不正使用が認定された場合、原則として速やかに調査結果を公表する。
- 4 告発等への対応がすべて終了する前に調査事案が漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者または被告発者の責により調査事実が漏洩した場合は、当人の了解は不要とする。

(被告発者の保護)

第15条 最高管理責任者および統括管理責任者は、調査の結果、告発に係る研究費の不正使用が認められなかった場合において、被告発者の教育研究活動への支障又は名誉の毀損等があったときは、その正常化または回復のために必要な措置を執らなければならない。

(協力義務)

第16条 研究費の不正使用に係る告発に関係する者は、当該告発に基づいて行われる調査に際して協力を求められた場合には、誠実に対応しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第17条 センターの構成員は、研究費の不正使用に係る告発を行ったことまたは告発に基づいて行われる調査に協力したことを理由として、当該告発に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者および統括管理責任者は、前項の告発に関係した者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 研究費の不正使用に係る告発にかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(悪意による告発への対応)

第19条 最高管理責任者および統括管理責任者は、研究費の不正使用に係る告発に関し、悪意をもって虚偽の告発その他不正を目的とする告発（以下「不正目的の告発」という。）を行った者について、必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、研究費の不正使用が生じた場合における措置等に関し、必要な事項は別に定める。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。